

支援の手引き ～高等学校版～



大分県教育センター特別支援教育部
平成22年3月

はじめに

当教育センターでは、学校や保護者から特別支援教育に関する相談を受けていますが、発達障がいに関する内容の相談の割合は、ここ数年増加の一途をたどっています。

最近では高校生の保護者や教員からの相談も徐々に多くなっています。その内容は、障がいの理解や適切な支援の方法など基本的な障がいの理解に関する内容から、ADHDの診断のある不登校傾向の生徒への対応、部活動中の他の生徒とのトラブルなど行動面や対人関係に関する具体的な支援についてなどと様々です。また、高等学校進学後の対人関係、中学校時に受けていた支援の継続など、高等学校への入学を控えた保護者からの相談も寄せられています。

そこで、困難な状態のある生徒の理解と支援について苦慮しておられる先生方の役に立てれば、ひいては、生徒の困難な状態が少しでも軽減されればと思いこの手引きを作ることとしました。

本手引きは、読む方にとってわかりやすいことを心がけて作成しました。特別支援教育の理解や発達障がいの適切な対応の仕方について等の「基礎編」、質問に対して具体的な事例を示している「事例編」の二編で構成しています。全編Q&Aの形式で記述していますので、必要な箇所だけを読んでいただくこともできます。

なお、手引きの最終ページに資料をつけています。それぞれの表題をクリックすれば、その表題に関係する当センターで実施した研修のPowerPoint資料や特別支援教育課が作成した個別の指導計画の書式などへリンクするようになっていました。また、平成18年度～20年度に作成した『支援の手引き』幼稚園版、小学校版、中学校版も参考にさせていただくと困難な状態のある生徒の理解や支援が一層深まると思います。(『支援の手引き』幼稚園版、小学校版、中学校版は大分県教育センターのホームページに掲載しています)

特別支援教育は、障がいのある生徒を対象に一人一人のニーズに応じて行うものですが、その実践は、発達障がいのある生徒だけでなく、すべての生徒にとって分かりやすいものであるはずです。

是非とも、この手引きを高等学校における特別支援教育の推進に、積極的に活用していただきたいと思います。



目次



はじめに

《基礎編》～はじめにお読みください～

【特別支援教育全般の基礎的理解を図るために】

- Q1：特別支援教育とは何ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Q2：高等学校においても特別支援教育を行いますか・・・・・・・・・・・・ 2

【発達障がいに関する理解を深めるために】

- Q3：発達障がいとはどのような障がいですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Q4：学習障がい（LD）とはどのような障がいですか・・・・・・・・・・・・ 4
Q5：学習障がい（LD）の生徒にはどのような支援を行えばよいのですか・・・・・・・・ 5
Q6：注意欠陥（如）多動性障がい（ADHD）とはどのような障がいですか・・・・・・・・ 6
Q7：注意欠陥（如）多動性障がい（ADHD）の生徒にはどのような支援を行えばよい
のですか・・ 7
Q8：自閉症とはどのような障がいですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
Q9：高機能自閉症・アスペルガー症候群とはどのような障がいですか・・・・・・・・ 9
Q10：高機能自閉症・アスペルガー症候群の生徒にはどのような支援を行えばよいの
ですか・・ 10
Q11：二次障がいとはどのようなものですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【校内支援体制の整備を図るために】

- Q12：特別支援教育コーディネーターはどのようなことをするのですか・・・・・・・・ 14
Q13：高等学校において特別支援教育を進めるにはどのようにすればよいのですか・・ 18

《事例編》～困ったときにお読みください～

- Q14：対人関係に困難がある生徒への支援はどのようにすればよいのですか・・・・・・・・ 19
Q15：衝動的な行動のある生徒への支援事例がありますか・・・・・・・・・・・・ 20
Q16：障がいに対する本人の自己理解を進めるにはどのようにすればよいのですか・・ 21
Q17：生徒が集中して取り組み、分かりやすい授業にするにはどのようにすればよい
ですか・・ 22
Q18：授業中の支援はどのようにすればよいのですか・・・・・・・・・・・・ 25
Q19：校内ではどのような支援体制が考えられますか・・・・・・・・・・・・ 27
Q20：校内で特別支援教育をどのように進めていますか・・・・・・・・・・・・ 32
Q21：特別な支援が必要な生徒の進路指導はどのようにしていますか・・・・・・・・ 33
Q22：保護者とはどのように連携を図っていますか・・・・・・・・・・・・ 34

おわりに

資料

Q&A

《 基礎編 》

～はじめにお読みください～

ここでは、特別支援教育や発達障がい、校内の支援体制など、基本的な内容について述べています。

特別支援教育は、その学校の全教職員で行うものですから、ぜひ、お読みください。

Q1 特別支援教育とは何ですか？

1. 文部科学省の全国実態調査から

平成14（2002）年に、文部科学省は「小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」を実施しました。その結果によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難がある児童生徒が約6%の割合で在籍している可能性があることが分かりました。

2. 特殊教育から特別支援教育へ

これまで、生活面全般や学習面、行動面などに著しい困難を示す幼児児童生徒を対象とした教育は特殊教育と呼ばれ、主に小・中学校の障がい児学級や養護学校などの場で教育を受けていました。国は、調査研究協力者会議の報告を踏まえ、これまでの特殊教育から特別支援教育に大きく転換する方針を出しました。そして、平成19（2007）年4月には、学校教育法が改正され学校種を超えたすべての学校で特別支援教育を行うことが法律上に規定されました。それに伴い、小・中学校に設置されている障がい児学級は特別支援学級へ、盲・聾・養護学校は特別支援学校へと名称も変更されました。

3. 特別支援教育とは

前出の調査研究協力者会議の報告の中で、「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」と定義されています。このことは、これまで、知的や病弱、肢体や視覚、聴覚に障がいのある児童生徒だけではなく、通常の学級にも在籍している可能性のある発達障がいのある児童生徒への適切な支援が求められていることを示しています。

また、同時期に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」には、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成と基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と記述されています。これは、特別支援教育で、障がいのある幼児児童生徒を対象にして行われる個に応じたきめ細かな指導や支援は、結果的にすべての幼児児童生徒にとって有効なものであることを示しているのとらえることもできます。特別支援教育は一人一人の教育的ニーズを把握することから始まります。特別支援教育のこのような考え方は、高等学校での生徒指導や学力向上、そして部活動での指導場面にも非常に有効になると考えられます。

参 考 文 献

- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
平成15年特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議
- 「特別支援教育の推進について（通知）」
平成19年 文部科学省
- 「特別支援教育の新たな展開」
柘植雅義著（勁草書房）2008

Q2 高等学校においても特別支援教育を行いますか？

1 高等学校において特別支援教育を行う根拠

高等学校においても特別支援教育は行われます。

平成19（2007）年4月に文部科学省から「特別支援教育の推進について」が通知されました。また、平成21（2009）年3月に告示された高等学校の学習指導要領総則第5款の5の（8）には「障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画（「個別の指導計画」）又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画（「個別の教育支援計画」）を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と明記されました。さらに、学習指導要領解説総則編には、高等学校の通常の学級に在籍している学習障がい（LD）、注意欠陥（欠如）多動性障がい（ADHD）、自閉症など障がいのある生徒の支援について具体的に記述されています。これらが高等学校において特別支援教育を行うことの根拠となります。

2 高等学校に求められていること

法令に拠らず、幼稚園や小・中学校で困難な状態のあった子どもたちが高等学校に入学しても一貫した支援が行われることは大変重要なことです。それは、高校時代は大学などへの進学や就職など、現実の社会への出口となる非常に大切な時期にあたるからです。

これからの高等学校の教職員には、困難な状態のある生徒への基本的な対応ができるようになることが求められています。そのためには、まず教職員が困難な状態のある生徒の理解と支援について基礎的な知識をもつことが大切です。また、保護者や中学校と連携したり、関係機関と協力したりしながら支援を行うことが重要です。

将来、困難な状態のある生徒が社会参加への意欲や自信をもち、仕事や学業に臨めるか否かは、高等学校の教師の姿勢によるところが大きいと考えられます。



3 特別支援教育の推進体制

（1）学校内の体制の整備

前出の「特別支援教育の推進について（通知）」の中に、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、校務分掌に明確に位置付けること」と明記されています。現在、大分県では、すべての公立小・中学校、県立高等学校で特別支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌上に位置づけられています。そして、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会が設置され、特別支援教育の体制の整備が図られています。（コーディネーターはQ12）

（2）学校外からの支援

学校を外部から支援する体制として、地域の特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施や医療関係者等の専門家に学校へ来てもらうなど、新たな仕組みの中で高等学校での特別支援教育が推進されています。（詳細はQ12をご覧ください）

Q3 発達障がいとはどのような障がいですか？

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

—発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）—

「話が聞けずに、すぐに私語を始める」「個別に指導すると理解できるが、一斉指導だと理解できない」「黒板に書かれていることをノート等へ書き写すことが苦手」「乱暴な言葉を発したり、行動をとったりする」「熱心に取り組む教科とそうでない教科に偏りが大きい」「一人で過ごすことが多い」「勝敗にこだわり負けるとカッとなる」等の状態が見られる生徒はいませんか？

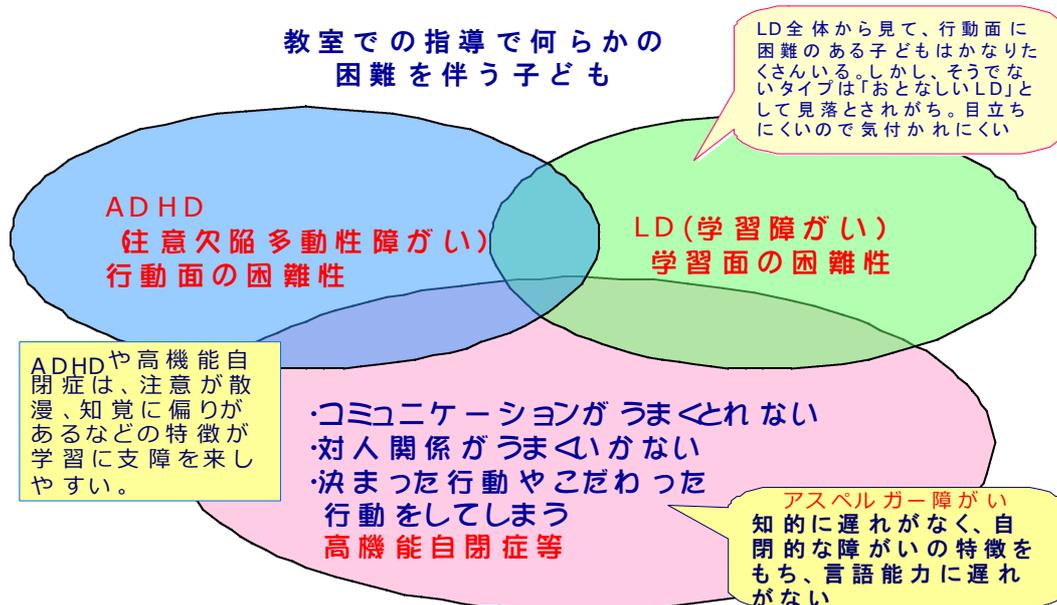
このような状態を示す生徒の中に、発達障がいがあるために不適応な行動をとってしまう生徒もいます。平成14年に文部科学省が実施した小・中学校の通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査によると、著しく困難な状態のある児童生徒が6.3%いる可能性があるとされています。

発達障がいのある生徒は、知的な発達境界域や正常域にあり、日常生活を送る上で支障はあまり見られません。しかし、運動、言語、対人関係、情緒発達などにアンバランスな様子が目立つ等の困難な状態がみられます。

発達障がいの生徒は、発達の遅れや偏りがわずかであったり、部分的であったりする場合もあるため、周囲から「発達障がい」と気付かれにくく、「親のしつけが悪い」「ふざけている」等誤解を受けることも多いのです。また、医療の分野でも診断が難しく、客観的に判断されにくい場合もあります。そのために本人の努力不足や怠け、保護者のしつけの問題等と誤解されてしまうことが多く見られます。

それぞれの発達障がいの内容とその対応については、Q4～Q10で示しています。

<主な発達障がいの関連性>



Q4 学習障がい（LD）とは、どのような障がいですか？

「特定の教科が極端に苦手」「集団の中で話が聞けない」「集団に遅れて行動する」「落ち着きがないように見える」「何度も聞き返す」「忘れ物が多い」「音読がたどたどしい」「文字を忘れる」「簡単な計算を間違えることが多い」「図形の位置関係をとらえにくい」「場や状況にそぐわない対応をしている」「運動や細かい作業が苦手」等の状態が見られる生徒はいませんか？

このような困難な状態を示す子どもの中には、学習障がい（Learning Disabilities/Learning Disorders）と言われる児童生徒が含まれていることがあります。また、そのような困難な状態を示す子どもは、小・中学校の4.5%の児童生徒にみられると言われ、高等学校にも進学しています。

学習障がい（LD）の生徒には、知的発達に遅れはありません。学習面で特定の教科につまづきがあり、習得が困難であったり、能力にアンバランスがあったりすることが特徴です。

学習障がいの定義としては、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がみられる状態としています。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となっているわけではありません。－文部科学省 平成11年7月「学習障害児に対する指導について（報告）」より－

学習面のつまづきが、学習障がい（LD）が原因であるのか、学習意欲の低下によるものか、家庭学習の不足によるものか、怠け等による原因のために学習面につまづきが見られるのかについて判断が難しい状況があります。

また、「聞く」ことに困難があれば、話すこと等にも当然影響してくるので、「聞く」能力のみの困難はありません。同じように「読む」ことに困難があれば、「書く」ことについても難しい場面が多く見られてます。そのため、「読む」能力についてのみ困難を示すことは少ないのです。つまり、「読み書き」障がいや「書字」障がい等の困難を示すことになります。このように、定義の中の六つの能力は、相互に関連して困難を表すことが考えられるのです。

生徒が学習に取り組む姿勢は一生懸命であるが、学習内容を理解できない、習得できないとき等は学習障がい（LD）の疑いが考えられます。



学習障がい（LD）と疑われる生徒のアセスメントのために、LDI-R（LD判断のための調査票）があります。LDI-Rは、学習のつまづきやLDのある生徒に認められる特徴から、LDの有無を検討できるように学力のつまづき要因を反映させた評価のひとつです。このようなアセスメントを参考にしながら、生徒の学力のつまづきを判断することもできます。（注：LDI-Rは、15歳までのアセスメントです。）

あくまでも、障がいの有無等の診断は医師が行うものです。LDI-Rの活用は、生徒の実態を把握するための一つの方法であると考えてください。